

⇩ 確定申告が必要なサラリーマン

Q : 私は、去年から2つの会社から給与をもらっています。2ヶ所から給与をもらうと確定申告が必要と聞きましたが、本当ですか？

A : 確定申告が必要です。他にも次のような人は確定申告が必要です。

【解説】

- (1) 平成16年中の給与の収入金額が2千万円を超える人。
- (2) 1か所だけから給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得(家賃や原稿料など)の合計額が20万円を超える人。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人。ただし、2ヶ所以上から給与を受ける給与所得者で給与の全部について源泉徴収又は年末調整を受けている人については、その給与の合計額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下であれば、申告を要しません。
- (4) 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている家事使用人のように、給与の支払の際に源泉徴収されていない人。
- (5) 同族会社の役員や役員の親族などで、その会社から給与のほか、貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料、営業権の使用料などの支払を受けている人。
- (6) 災害により被害を受け、平成16年中に災害減免法の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人。

